

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。  
主な保障内容▶ 病気・ケガの保障 ガンなど三大疾病の保障<sup>注</sup>  
介護の保障<sup>注</sup> 注 特約を付加した場合の保障です。

重要事項  
説明

必ずお読みください

エース  
新医療保険Aプラス (低・無解約返戻金選択型医療保険 無配当)

- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。  
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特 徴

病気やケガによる約款所定の入院・手術等を一生涯にわたり保障します。

2 商品(主契約)のしくみ



注 保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。

※具体的にご契約の内容(給付金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「**申込書**」や「**保険設計書**」等でご確認ください。

### ③ 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
災害入院給付金 疾病入院給付金 ①	不慮の事故によるケガで180日以内に1日以上入院されたとき ..... 病気で1日以上入院されたとき	入院5日以内 入院給付金日額の5倍 入院6日以上 入院給付金日額×入院日数
手術給付金 ②	病気やケガで次のいずれかの手術を受けられたとき ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ● 約款所定の先進医療に該当する手術	1回につき 入院中の手術 入院給付金日額の10倍 外来での手術 入院給付金日額の5倍
放射線治療給付金 ③	病気やケガで次のいずれかの放射線治療を受けられたとき ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療 ● 約款所定の先進医療に該当する放射線照射または温熱療法	1回につき 入院給付金日額の10倍
集中治療給付金 ④	入院給付金が支払われる入院中に約款所定の集中治療室（ICU）管理を受けられたとき	1回につき 入院給付金日額の20倍

※被保険者が死亡されたとき、解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

ただし、払込期間中無解約返戻金型の場合、保険料払込期間中に死亡されたときは死亡時返戻金はありません。

#### ① 災害入院給付金・疾病入院給付金

■ 災害入院給付金は、同一の不慮の事故で2回以上入院された場合、継続した1回の入院とみなします。  
ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

■ 疾病入院給付金は、同一の病気で2回以上入院された場合、継続した1回の入院とみなします。  
ただし、疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

■ 災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合、その重複した期間に対しては、次の順位にしたがい、いずれかの入院給付金をお支払いします。

- 1 三大疾病（ガン・心疾患・脳血管疾患）による疾病入院給付金
- 2 災害入院給付金
- 3 三大疾病以外の病気による疾病入院給付金

■ 支払限度の型については次の型があります。

支払限度の型		30日型	60日型	120日型	
支払限度日数	災害入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		保険期間を通じて(通算)	1,095日		
	疾病入院給付金	1回の入院につき	30日	60日	120日
		三大疾病で入院されたとき	無制限		
		保険期間を通じて(通算)	1,095日		
	三大疾病で入院されたとき	無制限			

## ②手術給付金

■ 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、次の手術は手術給付金のお支払い対象外です。

- 創傷処理 ● 皮膚切開術 ● デブリードマン ● 抜歯手術
- 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術

■ 医科診療報酬点数表において、「一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術」を複数回受けた場合、その手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術については、手術給付金をお支払いできません。

※該当の手術は医科診療報酬点数表の改定により変更となることがあります。

■ 同一の日に複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

## ③放射線治療給付金

■ 同一の日に複数の放射線治療を受けられた場合、そのうちいずれか1つの放射線治療についてのみ放射線治療給付金をお支払いします。

■ 放射線治療給付金が支払われる放射線治療を受けた日から60日以内に受けた放射線治療については、放射線治療給付金をお支払いできません。

## ④集中治療給付金

■ 約款所定の集中治療室（ICU）管理とは、次の算定対象となる診療行為のことをいいます。

- 救命救急入院料 ● 特定集中治療室管理料 ● 小児特定集中治療室管理料
- 新生児特定集中治療室管理料 ● 総合周産期特定集中治療室管理料

■ 約款所定の集中治療室（ICU）管理に該当しない場合、集中治療給付金のお支払い対象外です。

〈例〉 ● ハイケアユニット入院医療管理 ● 日本国外での集中治療室管理 等

■ 集中治療給付金は1回の入院について1回のお支払いを限度とします。

## 保険料の払込免除について

■ 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

- 病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき
- 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき

■ 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料の払込を免除することはできません。

- ご契約者または被保険者の故意によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき 等

## 4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

### 入院時手術給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
入院時手術給付金	主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を入院中に受けられたとき	1回につき 主契約の入院給付金日額の10倍

### 先進医療特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
先進医療給付金	病気やケガで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	●先進医療にかかわる技術料 ●約款所定の交通費・宿泊費 (1泊につき1万円を限度)

■先進医療給付金は、保険期間を通じて2,000万円を限度とします。

■先進医療とは、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養に規定する先進医療をいい、医療技術ごとに医療機関・適応症等が限定されています。

※詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

■医療技術・医療機関・適応症等は随時見直しが行われます。

そのため、ご契約時点では先進医療に該当する医療技術・医療機関・適応症等であっても、その後の見直しにより、治療を受けた時点で先進医療に該当しない場合、先進医療給付金のお支払対象外となります。

### 三大疾病入院一時給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
三大疾病入院一時給付金	次のいずれかに該当されたとき ●ガン給付責任開始期 <sup>注</sup> 以後にガンと診断確定され、そのガンで入院されたとき ●心疾患または脳血管疾患で入院されたとき	三大疾病入院一時給付金額

■三大疾病入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年以内に、再度三大疾病入院一時給付金のお支払事由に該当した場合、三大疾病入院一時給付金を**お支払いできません**。

■三大疾病入院一時給付金が支払われることとなった最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日に三大疾病により継続入院中の場合、2年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。

■三大疾病以外の病気やケガによる入院中に三大疾病の治療を受けられた場合、その治療を開始した日からその三大疾病の治療を目的として入院したものとして、三大疾病入院一時給付金をお支払いします。

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

## 女性疾病給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
女性疾病入院給付金 ①	約款所定の女性疾病で1日以上入院されたとき	入院5日以内 女性疾病入院給付金日額の5倍 入院6日以上 女性疾病入院給付金日額×入院日数
女性疾病手術給付金 ②	約款所定の女性疾病で主契約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を受けられたとき ただし、女性特定手術給付金が支払われる場合を除きます。	1回につき 入院中の手術 女性疾病入院給付金日額の10倍 外来での手術 女性疾病入院給付金日額の5倍
女性特定手術給付金 ③	次のいずれかの手術を受けられたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>●乳ガンで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の乳房の観血切除術</li> <li>●上記の乳房の観血切除術を受けた乳房について、約款所定の乳房再建術</li> <li>●病気やケガで主契約の手術給付金のお支払事由に該当する約款所定の子宮摘出術または卵巣摘出術</li> </ul>	1回につき 女性疾病入院給付金日額の30倍
女性疾病放射線治療給付金	約款所定の女性疾病で、主契約の放射線治療給付金のお支払事由に該当する放射線治療を受けられたとき	1回につき 女性疾病入院給付金日額の10倍

### ①女性疾病入院給付金

■同一の病気で2回以上入院された場合、継続した1回の入院とみなします。ただし、女性疾病入院給付金の支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな入院とみなします。

■支払限度の型は主契約の「支払限度の型」と同一になります。

		支払限度の型				
			30日型	60日型	120日型	
支払限度日数	女性疾病入院給付金	約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血の治療以外の女性疾病で入院されたとき	1回の入院につき	30日	60日	120日
			保険期間を通じて(通算)	無制限		
		約款所定のガン、慢性リウマチ性心疾患、くも膜下出血の治療で入院されたとき	1回の入院につき	無制限		
			保険期間を通じて(通算)	無制限		

### ②女性疾病手術給付金

■同一の日に女性疾病手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ女性疾病手術給付金をお支払いします。

### ③女性特定手術給付金

■女性特定手術給付金は保険期間を通じて、次のお支払いを限度とします。

- 約款所定の「乳房の観血切除術・乳房再建術」「卵巣摘出術」を受けられた場合は、各乳房・各卵巣につき1回
- 約款所定の「子宮摘出術」を受けられた場合は1回

- 同一の日に女性特定手術給付金のお支払事由に該当する複数の手術を受けられた場合、そのうちいずれか1つの手術についてのみ女性特定手術給付金をお支払いします。  
ただし、女性特定手術給付金の支払限度は、それらすべての手術について女性特定手術給付金が支払われたものとみなします。

## ガン診断給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン診断給付金	次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>● ガン給付責任開始期<sup>※</sup>以後に初めてガンと診断確定されたとき</li> <li>● ガン診断給付金を支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき</li> </ul>	ガン診断給付金額

- ガン診断給付金を支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合、2年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- ガン以外の病気やケガによる入院中にガンと診断確定された場合、そのガンの治療を開始した日からガンの治療を目的として入院したものと、ガン診断給付金をお支払いします。

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

## ガン治療通院給付特約（無解約返戻金型）

給付金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
ガン治療通院給付金	ガン給付責任開始期 <sup>※</sup> 以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき	主契約の入院給付金日額 × 通院日数

- 次の期間（支払対象期間）中の通院についてお支払いします。

- 初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
- 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当された日からその日を含めて5年間
  - ガンが再発したと診断確定されたとき
  - ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
  - ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
  - ガンの治療を目的として入院されたとき

※最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合、その日に入院を開始したものとみなします。

- 次の通院については**お支払い対象外**です。

- 検査や経過観察のための通院
- 美容上の処置による通院
- 治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入、受取りのみの通院
- ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院 等

- 1日に2回以上通院された場合、1回の通院とみなします。

- 主契約または特約から入院給付金を支払われる場合、入院給付金のお支払対象となる日についてはガン治療通院給付金を**お支払いできません**。

注 この書面の「ガンに関する保障の開始（ガン給付責任開始期）について」をご覧ください。

## 終身介護保障特約（無解約返戻金型）

年金等	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
介護障害年金 ①	病気やケガで次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき</li> <li>● 満65歳未満の被保険者について、約款所定の要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき</li> <li>● 約款所定の高度障害状態になられたとき</li> </ul>	介護障害年金額
介護障害一時金 ②	第1回の介護障害年金をお支払いするとき	介護障害一時金額

### ① 介護障害年金

年金種類	介護障害年金のお受け取りについて
終身年金	お支払回数に限度はありません <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、お支払事由に該当している限り、終身にわたって第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。</li> </ul>
5年確定年金	お支払回数は5回です <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に、第2回以後の介護障害年金をお受け取りいただけます。</li> </ul>

■ 第1回の介護障害年金のお支払事由に該当したときは、以後のこの特約の保険料のお払込みは不要です。

### ② 介護障害一時金

■ 介護障害一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

■ 介護障害一時金の型については次の型があります。

介護障害一時金の型	介護障害一時金の金額
一時金なし型	なし
一時金1倍型	介護障害年金額の1倍
一時金2倍型	介護障害年金額の2倍
一時金4倍型	介護障害年金額の4倍

## 新保険料払込免除特約

■ 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

	払込免除事由
悪性新生物 (ガン)	責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）に罹患したと医師によって診断確定されたとき ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 上皮内ガン（子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等）</li> <li>● 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン</li> <li>● 責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガン</li> </ul>
心疾患 脳血管疾患	心疾患または脳血管疾患で入院されたとき

## 5 ガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)について

■三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)、ガン診断給付特約(無解約返戻金型)、ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)のガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)は次のとおりです。

〈口座振替扱、団体扱、準団体扱、集団扱、クレジットカード扱の場合〉

次のいずれか遅い日からガンに関する保障を開始します。

- ①責任開始日<sup>注</sup>からその日を含めて60日を経過した日の翌日
- ②被保険者に関する告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日



〈振替扱(送金扱)の場合〉

責任開始日<sup>注</sup>からその日を含めて90日を経過した日の翌日からガンに関する保障を開始します。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。

この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

## 6 ガンに関する保障の開始前にガンと診断確定されていた場合について

被保険者が告知時以前からガンに関する保障の開始(ガン給付責任開始期)までの間にガンと診断確定されていた場合、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、次のとおりお取扱いたします。

〈ガン診断給付特約(無解約返戻金型)・ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)の場合〉

特約は**無効となり**、ガン診断給付金・ガン治療通院給付金は**お支払いできません**。

この場合、既に払い込まれた特約保険料はお戻しします。

※告知時以前にご契約者または被保険者のいずれかがその事実を知っていたときは既に払い込まれた特約保険料は**お戻ししません**。

〈三大疾病入院一時給付特約(無解約返戻金型)の場合〉

心疾患・脳血管疾患に関する保障は継続しますが、ガンに関する**保障はなくなりますので**、ガンによる三大疾病入院一時給付金は**お支払いできません**。

この場合、ガンと診断確定された日からその日を含めて180日以内であれば、ご契約者からのお申出により、特約を無効とし、既に払い込まれた特約保険料をお戻しすることができます。

## 7 解約返戻金について

解約返戻金は、次のとおりです。

〈主契約：低解約返戻金型の場合〉

解約返戻金の水準を低く設定していますので、**解約返戻金は払込保険料の合計額よりも大幅に少なくなります**。

〈主契約：払込期間中無解約返戻金型の場合〉

保険料払込期間中に解約された場合は**解約返戻金はありません**。

ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払込みいただいている場合のみ、解約返戻金(入院給付金日額の10倍)をお受け取りいただけます。

〈特約〉

各特約には保険期間を通じて**解約返戻金はありません**。



## 8 配当金について

主契約・特約とも**契約者配当金はありません。**

## 9 主契約および特約のお支払いできる場合(お支払事由)の変更について

法令等の改正による公的医療保険制度・公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認めるときは、主務官庁の認可を得て給付金等のお支払事由を公的医療保険制度・公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。この場合、お支払事由を変更する2か月前までにご契約者にご連絡します。

## 10 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は **注意喚起情報** の「お問い合わせ先」をご覧ください。

### 「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険 (&LIFE 新医療保険Aプラス) です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

### 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客様サービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)  
<http://www.msa-life.co.jp>

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F  
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195